

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、C工場内にある会社D事業所（以下「事業場」という。）においてトラックの運転、運搬及び溶接業務に従事していた。
- 2 請求人によると、平成〇年〇月頃から、溶接作業のため早出及び休日出勤を行うようになってから、ひどい誹謗中傷を受けるようになり、体調を崩したという。請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し「双極性感情障害、パニック障害、強迫性障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長がこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、F医師作成の平成〇年〇月〇日付け意見書を始めとする各医学的資料を踏まえ、請求人は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F31 双極性感情障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨述べている。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別添の記載を引用する。）を策定しており、当審査会は、その取扱いを妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）における業務による心理的負荷を検討すると、次のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人は、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」、「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」、「同僚とのトラブルがあった」等認定基準別表1の具体的出来事の類型に該当する出来事があり、これらによる心理的負荷が原因となって本件疾病を発病した旨主張しているため、以下検討する。

(イ) まず、請求人は、平成〇年〇月頃から、溶接業務を理由に時間外労働を行うようになり、同年〇月頃には、時間外労働が増加したものであり、これは、認定基準別表1の具体的出来事の類型「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する旨主張している。

請求人の時間外労働時間数についてみると、監督署長は、タイムカード、時間外命令簿及び各関係者の申述を基に認定しているところ、当審査会としても、当該認定時間は妥当であるものと判断する。これによれば、発病前1か月目及び発病前3か月目の期間において、請求人の時間外労働時間数は45時間以上に上り、また、前月より20時間以上増加していることが認められる。

もともと、各関係者は、要旨、①請求人の時間外労働の要否及びその実施の有無は、請求人の判断に委ねられているところ、請求人は所定労働時間終了後ではなく、休日及び早朝に行うことを選択するも、②当該溶接業務については、緊急性もなく通常業務の手の空いた時に行うことを雇い入れ時から予定していたもので、所定労働時間中に行い得る程度の内容であり、③さらに、休日出勤時、携帯電話とパソコンを開いてチャットをしているところを注意されたり、複数回にわたり休日出勤の際に寝ている姿を目撃した旨の申述が確認されることから、業務上の必要性から、当該労働時間の増加が生じたものとまでは認め難い。

当審査会としては、上記事情を加味すると、請求人の時間外労働時間数が一定程度増加していたことは否定されないものの、当該業務の密度は高いものとはいえず、業務内容も長年にわたり経験してきた溶接業務を、上司による直接の管理から離れ、請求人の自由な裁量の下で行っていたも

のであることから、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とすることが妥当であると判断する。

(ウ) 次に、請求人は、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの22日間にわたり、連続勤務を行っており、これは、認定基準別表1の具体的出来事「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみることができるも、上記（イ）のとおり、当該業務内容からみると休日に対応しなければならないほどの業務量があったとは判断し難く、また、労働密度も高くはなかったと考えられることから、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(エ) さらに、請求人は、複数の同僚からひどい誹謗中傷を受けていたとして、これは、認定基準別表1の具体的出来事「（ひどい）嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅲ」）及び「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する旨を主張しているものの、請求人は誹謗中傷を受けたとしながら、その具体的な内容については、憶えていない旨述べ、また、各関係者の申述を始めとする一件記録を精査しても、被災者が人格や人間性を否定するような言動を受けたという事実は確認されないこと等から、請求人主張の出来事を「同僚とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみるのが妥当であると判断する。しかしながら、当審査会において、一件記録を精査しても、同僚らは、一般的に職場で求められる業務への取り組み方や職場規律からの意見を述べたものと判断しうるものであり、業務に支障が生じたことはおろか、周囲から客観的に認識されるような対立が生じたといえる程の事実も認められない。

以上のことから、当審査会としては、当該出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」が妥当であるものと判断する。

(オ) なお、請求人は、会社関係者は事実を述べておらず、会社は問題があっても、真相を突き止めようとせず、請求人の言い分は蔑ろにされている旨併せて主張しているが、当審査会としては、事実認定に係る関係者の申述及び証拠については、各位の立場や事情を十分に斟酌した上で、その採否を決定していることを付言する。

(4) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(5) 上記のとおり、請求人には、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が3つ認められるものの、その全体評価は「強」には至らず、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

また、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。